

# 見守り 新鮮情報

第208号

高齢の母が、巡回していた**廃品回収業者**にテレビとオルガンの**回収を依頼**した。業者はそれ以外にも小型冷蔵庫やソファ、消火器などを**勝手に持ち出し**「回収費用として**5万円**」と請求してきた。

母はそんな金額になると思っていなかったので「**1万円しかない**」と言うと「**内金として1万円を払い、残りは振り込んで**」と言われた。近日中に振り込むことになっているが、高額な請求に納得がいかない。  
(契約当事者:80歳代 女性)



## 廃品回収を依頼したら 高額な請求をされた

### ひとこと助言



見守るくん

- 一般廃棄物の収集・運搬は、市区町村に許可を受けた事業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルのもとになりやすいので注意が必要です。
- 粗大ごみや不用品の処分は、お住まいの市区町村のルールに従って行いましょう。粗大ごみに出せない家電製品やパソコンなどの処分方法について分からない場合は、市区町村に確認しましょう。
- 廃品回収業者とトラブルになるなど、困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。